

岩手県告示第344号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和5年6月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 保安林予定森林の所在場所 岩手郡雫石町御明神上砥倉沢1の2（次の図に示す部分に限る。）、清水川99の3

2 指定の目的 水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

上砥倉沢1の2（次の図に示す部分に限る。）、清水川99の3

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

備考 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び雫石町役場に備えておいて縦覧に供する。